

# Q&A

## Q1.ガイドヘルパー等の研修を受けたいが、どこでやっているのかわかりません。

A1.神奈川県内各所で「ガイドヘルパー養成研修」や「同行援護従業者養成研修」等を開催しています。神奈川県ホームページで実施予定をご確認いただき、研修機関へ直接お申し込みください。

ガイドヘルパー養成研修：<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f3955/>  
同行援護、行動援護従業者養成研修：<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f3954/>  
喀痰吸引等研修：<https://shougai.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?category=67&topid=15&page=1> 「登録研修機関登録状況一覧」

## Q2.同行援護の研修を県外で受けましたが、助成の対象となりますか。

A2.「同行援護」「行動援護」「喀痰吸引等研修」は全国で受講した研修が対象です。ただし「ガイドヘルパー養成研修」は神奈川県認定要綱に基づく研修のみ対象となります。

## Q3.研修修了前からヘルパーとして働いていた場合、研修終了後すぐに申請ができますか。

A3.できません。研修終了後3か月以上就業し、かつ受講された研修で対応可能なサービスの提供を1回以上行った後に申請できます。要綱にある「研修修了日または就業開始日の遅い日を起算日とする」ため、研修修了前の就業は起算日に含まれないことになります。

## Q4.過去2年以内に本助成を受けたことがない方、とはどのような方ですか。

A4.以前申請されたことがある方については、前回の申請書類をどの年度で受け付けたかで計算します。前回の申請を令和5年3月末日までに行っている方は、今年から再申請可能です。

## Q5.事業所の雇用形態が非常勤でも申請できますか。

A5.雇用形態は問わないため、非常勤でも問題ありません。（登録ヘルパーも可）ただし、派遣会社から派遣されたヘルパー（派遣雇用）は対象外です。

## Q6.複数の研修を別々に受講した場合、今年度中であればその都度限度額まで申請できますか。

A6.できません。ただし、複数の研修を受講した場合、一度にまとめて申請していただくことは可能です。（上限2万5千円、1,000円未満は切り捨て）ただし、申請した研修の実績はそれぞれ必要です。

## Q7.横浜市民であることが証明できる書類とは、具体的にどのようなものですか。

A7.氏名・生年月日・現住所が確認できるものを指します。例えば、マイナンバーカード、自動車運転免許証、住民票等（いずれも各情報が記載されているもの）が該当します。

## Q8.受講料支払証明書（第2号様式）は、支払の領収書でも構いませんか。

A8.受付できません。必ず第2号様式に記入いただき、ご提出ください。なお、領収書を添付した場合は、不受理となります。

## Q9.申請してから助成金が振り込まれるまで、どの程度の時間がかかりますか。

A9.1か月ごとに処理をおこなうため、申請の時期によっては3か月程度かかります。

## Q10.以前勤めていた事業所を退職し、翌月から今の事業所に勤務し始めました。この場合でも、今の事業所での勤務が3か月を経過しないと申請はできないのでしょうか。

A10.以前の勤務先での就業期間と合わせて3か月を経過している場合は申請可能です。なお、前事業所の退職から期間が1か月以上空いていると、継続して勤務しているとみなせないため助成の対象にはなりません。

## Q&A (喀痰吸引等研修について) 令和8年4月から助成開始

### Q11. 喀痰吸引等研修のうち、どの研修が助成対象になりますか？

A11. 令和8年4月より、第1号研修・第2号研修・第3号研修（基礎研修・実地研修含む）のいずれも助成対象になりました。

### Q12. 喀痰吸引等研修の助成を受けるための必要書類はありますか？

A12. 通常書類に加えて、都道府県知事が交付した「認定特定行為業務従事者認定証」の写しが必要です。

### Q13. 過去に別の研修で助成を受けていますが、喀痰吸引等研修も申請できますか？

A13. 原則は「過去2年以内に助成を受けている場合は申請不可」ですが、「令和6年度、令和7年度に他研修で助成を受けていた」かつ「令和8年4月以後に喀痰吸引等研修を修了した」場合は、初回に限り過去2年以内の助成歴があっても申請可能です。

### Q14. 第3号研修について助成を受ける際の特別な要件はありますか？

A14. 同一の「認定特定行為業務従事者認定証」の登録番号につき、助成は1回のみです。

### Q15. 第3号研修の実地研修のみ受講した場合でも助成されますか？

A15. 実地研修のみの受講も助成対象です。

### Q16. 第3号研修を申請する場合の就業証明の注意点はありますか？

A16. 横浜市内の移動支援事業所で「認定特定行為業務従事者」としてサービス提供実績が1回以上あることが要件となります。

### Q17. 実地研修を就業している事業所で受けた場合も助成対象になりますか？

A17. 実地研修の実施方法（自事業所・外部施設）は問いません。ただし「研修実施事業者として認定されている」必要があります。

喀痰吸引等研修を受講された方は  
Q1～10もご確認ください。